

鳥取県企業自立サポート事業基本要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内中小企業者等の事業の活性化及び経営の安定化などに必要な資金の融資を円滑化し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展を図るため、県が行う鳥取県企業自立サポート事業（以下「制度融資」という。）の基本的事項及び各資金の制度要綱（以下「資金要綱」という。）の共通事項について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱及び資金要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項第1号及び第2号に掲げるものをいう。
- (2) 組合等 信用保険法第2条第1項第3号から第11号までに掲げるものをいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者及び組合等をいう。
- (4) 保証協会 鳥取県信用保証協会をいう。
- (5) 商工団体 県内の商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会をいう。
- (6) 取扱金融機関 保証協会と信用保証に関し約定し、かつ県内に本支店を有する金融機関で、この要綱による資金を取り扱うことに同意したものをいう。

(資金の種類)

第3条 この要綱に基づき融資する資金の種類は、次に定めるものとし、その資金の融資目的、融資対象者、融資条件等は別に設ける資金要綱等において定める。

- (1) 企業自立化支援資金
- (2) 中小企業小口融資
- (3) 小規模事業者融資
- (4) 創業支援資金
- (5) 新事業展開資金
- (6) 新規需要開拓設備資金
- (7) 経営体質強化資金
- (8) 経営安定支援借換資金
- (9) 取引安定化対策資金
- (10) 再生支援資金
- (11) 地域経済変動対策資金
- (12) 災害等緊急対策資金
- (13) 流動資産担保融資
- (14) 事業承継支援資金
- (15) 働き方改革応援資金
- (16) 災害対応力強化資金
- (17) 産業未来共創資金（大型投資）
- (18) バイオ産業支援資金
- (19) 経営安定事業継続支援資金
- (20) コロナ克服借換特別資金

2 事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（20240115 中庁第15号）に基づき全国的に統一して設けられた制度が適用される場合の経営者保証及び保証料率等に関する取扱いについては、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱に定めるとおりとする。

(資金措置)

第4条 県は、制度融資を運用するため、毎年度予算の範囲内において、鳥取県企業自立サポート事業補助金交付要綱に基づき、取扱金融機関に対し利子補助を行うこととする。

(融資対象の基本要件)

第5条 資金の融資を受けることができる者は、原則として次の各号に掲げる要件を全て備えた者でなければならない。

- (1) 県内に事業所を有し、事業を営んでいる者（県内に新たに事業所を開設し、事業を開始する具体的計画を有する者、又は事業を営んでいない者で、県内で新たに事業を開始する具体的計画を有する者を含む。）

- (2) 保証協会が求償権を有していない者（求償権が連帯保証債務に係るもの等であり、保証協会が特に認めた者を含む。）
- (3) 融資の申込時において、県税を滞納していない者

（融資の申込み）

第6条 資金の融資を受けようとする者は、所定の申込書を資金要綱で定める申込先に提出するものとする。

（貸付の方式）

第7条 制度融資においては、流動資産担保融資制度を除き、極度方式貸付は認めない。

（融資状況の報告）

第8条 保証協会は、取扱金融機関が融資を実行した場合は、翌月10日までに様式第1号により、資金要綱で定める先へ報告するものとする。ただし、産業未来共創資金（大型投資）及び地域経済変動対策資金（保証協会の保証を要しないものに限る。）については、取扱金融機関が報告するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成18年4月1日から施行し、平成18年度の貸付けから適用する。
- 2 この要綱の実施以前に行われた資金の融資については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の貸付けから適用する。

附 則

この改正は、平成19年10月1日から施行し、同日の貸付けから適用する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の貸付けから適用する。

附 則

この改正は、平成20年10月31日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年2月23日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年10月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年1月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年10月19日から施行し、同年10月31日から適用する。

附 則
この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 24 年 10 月 5 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 25 年 7 月 31 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 25 年 9 月 20 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 26 年 3 月 10 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 30 年 10 月 19 日から施行する。

附 則
この改正は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。